平成２４年（フ）第４６号
熊本県天草市古川町４番75号
債務者　岩﨑　和裕
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第４１８号
静岡県焼津市利右衛門2556番地
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３号
愛知県豊川市谷川町洞181番地　スウィートノーブルＢ棟202号
債務者　伊藤　智啓
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２４７号
愛知県豊橋市潮崎町40番地、従前の住所愛知県豊橋市東脇３丁目９番地５　２
債務者　一太こと　小林雄一郎
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２５３号
愛知県豊川市古宿町ウエ地13番地の６
債務者　浅岡　拓也
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４４８２号
大阪府東大阪市大蓮南４丁目27番27号
債務者　佐藤美和子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８１３号
大阪市中央区法円坂１－５コーシャハイツ法円坂37号館1007、住民票上の住所大阪市淀川区西中島２丁目７番30号
債務者　脇本　竜一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市勝富町５番５号　フレスコパラディッソ402号、旧住所長崎県佐世保市島瀬町１番６号　クレアージュ島瀬701号
債務者　田中美梨香
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1949番地
債務者　藤田　　潔
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２２１９号
横浜市神奈川区六角橋１丁目19番15―501号
債務者　冨田　大介
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９４号
静岡市清水区草薙990番地の61
債務者　深澤　好美
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３０号
北海道帯広市西24条南１丁目33番地35　道営２―103
債務者　西田　裕美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
栃木県大田原市加治屋94番地874　メゾン・シャルマンＣ201号
債務者　船橋誠二郎
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５７号
栃木県大田原市加治屋94番地874　メゾン・シャルマンＣ201号
債務者　船橋千代子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５９８号
静岡市葵区唐瀬１丁目４番46―202号
債務者　沖村記美子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部